



平成 24 年 10 月 10 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松 井 証 券 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 松 井 道 夫
(東 証 ・ 大 証 第 一 部 : 8 6 2 8)

**信用取引の制度変更にかかる当社対応について
～内閣府令改正による制度変更に対応～**

松井証券は、今般公表された「金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の施行及び取引所規則の改正（以下、「保証金府令等の改正」）に伴う信用取引の制度変更に関して、取引初日である平成 25 年 1 月 4 日（金）よりシステム対応をいたします。

株式取引における現行の制度において、信用取引で日計り取引を行った際に差入れた委託保証金は、同日中に他の信用取引の委託保証金に充当することができません。そのため、新規の取引を行う度に委託保証金を別途差入れる必要がありました。しかし、今回の保証金府令等の改正により、同一保証金を一日に何度でも新たな信用取引の委託保証金に充当することが可能となり、一定の委託保証金でより多くの信用取引を行うことができるようになります。

当社は、この度の制度変更が個人投資家の資金効率を高め、信用取引の利便性を大幅に向上させるものと考え、変更当初より、新たなルールにて信用取引を行うことができるようシステム対応を進めております。

松井証券は制度変更への対応に留まらず、今後も個人投資家の利益に資するサービスの拡充に努めてまいります。

以上



<金融商品取引法に係る表示>

- 株式等の現物取引および信用取引は株価の変動等により損失を生じるおそれがあります。また、信用取引は取引額が差入れる委託保証金の額に比べて大きいいため、損失額が差入れた保証金の額を上回ることがあります。
 - 現物取引、信用取引の委託手数料はインターネット経由の場合1日の約定代金の合計が10万円まで無料、30万円まで315円、50万円まで525円、100万円まで1,050円、以後100万円増えるごとに1,050円加算されます。約定代金が1億円以上の場合105,000円(上限)です。電話経由の場合は約定代金×1.05%(最低手数料21円)です。無期限信用取引の場合、保有期間が6か月超の建玉の返済時手数料と日計り取引の片道手数料は無料です。単元未満株売却の委託手数料はインターネット経由の場合、1約定ごとに約定代金×0.63%、電話経由の場合は、約定代金×1.05%です(手数料表示はすべて税込)。
 - 信用取引は手数料のほかに金利、貸株料、品貸料(逆日歩)、管理費、名義書換料、権利処理手数料がかかります。制度信用取引の場合、買付けは年利3.1%の金利、売付けは年利1.15%の貸株料と品貸料(逆日歩)がかかります。無期限信用取引の場合、買付けは年利4.1%の金利、売付けは年利2.0%の貸株料がかかります。
 - 管理費、名義書換料の上限額はそれぞれ、1,050円、10,500円(いずれも税込)です。
 - 無期限信用取引の権利処理手数料は理論価格×3%です。
 - 品貸料(逆日歩)は、その時々株式調達状況等に基づき決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。
 - 信用取引の取引金額は差入れる委託保証金の額を上回ることがあります。信用取引では差入れた保証金額の約3.2倍の金額の取引が可能です。
 - 委託保証金は売買代金の31%以上、最低30万円が必要です。委託保証金には現金のほか有価証券を代用することができ、掛目は原則として前営業日終値の80%です。
 - 「制度信用取引」と「無期限信用取引(一般信用取引)」では、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約があります。無期限信用取引は、上場廃止、合併、株式併合、株式分割等の事象が発生した場合や、当社の与信管理の都合上、あるいは株式の調達が困難となった場合等において、返済期限が設定されることがあります。
 - 信用取引では、委託保証金の種類、委託保証金率および代用有価証券の掛目は金融商品取引所等の規制等または当社独自の判断によって変更されることがあります。
 - 当社WEBサイトの上場有価証券等書面、取引規程等をご覧いただき、内容を十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任によりお申込みください。
 - 口座基本料は個人の場合には原則無料ですが、一定の条件に該当する法人は特別課金(税込年間31,500円)の対象となります。
- ※ 各種書面の郵送交付には税込年間1,050円をご負担いただく場合があります。
- 松井証券株式会社(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号/加入協会名 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会)

【お客様からのお問い合わせ先】

口座開設サポート(平日08:30~17:00)
0120-021-906(03-5216-0617)

【報道関係からのお問い合わせ先】

常務取締役 和里田 聡
03-5216-8650